

特命随意契約理由書

3/8

件名	コーディネーショントレーニング指導業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	コーディネーショントレーニングの指導を委託する。
選定理由	<p>コーディネーショントレーニングとは、脳科学や運動生理学の見地から開発され、脳、神経及び筋などの機能を開発・改善することで子どもの体力向上や健康増進が期待できるトレーニングである。</p> <p>下記業者は、東京都教育委員会とともに平成 25 年度からコーディネーショントレーニングの実践研究を進めており、平成 28 年度からは継続して東京都教育委員会が指定した地域拠点校（都内区立幼稚園、小学校及び中学校）を対象にコーディネーショントレーニング指導を行う実績ある団体である。千代田区でも平成 28 年度から東京都コーディネーショントレーニング地域拠点校として、下記業者が継続して派遣指導を行ってきており、指導の一貫性を保ち、幼児、児童及び生徒の混乱を防ぐ点からも同一団体からの指導が適当と考える。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 特定非営利活動法人</p> <p>日本コーディネーショントレーニング協会</p> <p>住所 東京都江戸川区東葛西 6-4-10-201</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額 ※	3,080,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	千代田区教育委員会事務局子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

207

件名	外濠公園総合グラウンド利用申込受付等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	外濠公園総合グラウンド利用申込受付業務
選定理由	<p>1 導入年度 平成 19 年度利用受付業務開始 2 対 象 指定管理者協定第 1 1 条に準拠 3 継続年数 16 年 事業実績評価も良好である。</p> <p>本業務の受付に関しては、従来から九段生涯学習館を受付・申込会場としている。九段生涯学習館の管理運営を行っている指定管理者グループに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。</p> <p>以上の事により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション 住 所 東京都千代田区神田神保町 2-30 昭和ビル</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	789,400 円 (消費税を含む) <del>※ 総額単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

### 特命随意契約理由書

件名	区立小学校学力達成度調査の問題作成及び集計分析業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立小学校4～6学年国語・社会・算数・理科及び生活実態調査の学力達成度調査を実施する。
選定理由	学力を全国等と比較したり、生活実態を調査するために本事業を行う。その際には、身近な地域についての学習に関する問題として千代田区独自の問題なども盛り込む必要がある。 また、学力等は過去の結果と比較し指導に生かしていく必要がある。そして、学力達成度調査での個々の結果を反映したカリキュラムもデジタルドリルへ連携する必要がある。 上記3点を達成することができるのは、下記事業者のみである。よって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 ベネッセコーポレーション 小中学校事業部 住所 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,332,700 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日～令和5年9月1日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

# 特命随意契約理由書

501

件名	区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ICT 学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。
選定理由	1. プロポーザル年度 (令和3年3月17日付2千子指導発第999号、令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号 3. 継続年数 2年 継続3年目であり、令和4年度の業務成績は良好であるため令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	445,084,200 ※ 税別単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	障害者よろず相談業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、障害等のある方の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整など、専門的な見地から総合的に支援を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年11月16日付2千保障福発第410号 令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 継続3年目であり、業務実績はおおむね良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称： 株式会社MOF 住所： 東京都千代田区神田神保町2-3 神田古書センタービル6F
※ 契約年月日	令和 5年 4月 1日
※ 契約金額	65,049,798 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

433

件名	神田一橋中学校長期休業中学習教室・直前対策ゼミ業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校において、長期休業中または放課後に課外指導を実施する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月29日付決裁済み 3千子指導発第1265号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 1年 4 評価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社エデュケーショナルネットワーク  住所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,989,250 円（消費税を含む） ※ 総単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	生活保護決定時等に必要な資産調査等及び就労支援業務並びに地域生活移行支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護決定時等に必要な業務を一体的に委託し、保護費の適正化推進と効率的で効果的な自立支援を図る。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度(令和5年度開始) (令和5年3月24日付け4千保生支発第1111号) 2 継続年数 初年度 プロポーザル選定の結果に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：中高龄事業団やまて企業組合港支店 住所：東京都港区芝三丁目6番12号KS芝公園ビルI3階
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	23,906,520 円(消費税を含む) <del>※総価単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

623

件名	千代田区役所本庁舎駐車料金収入管理等業務
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u>、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	/
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「合同庁舎」という。）の駐車料金収入管理業務並びに水道及びガス料金に係る負担按分表作成等業務を行う。
選定理由	<p>国による一般競争入札の結果、下記業者が合同庁舎の「建設設備管理業務」受託者となった。</p> <p>駐車料金精算設備の管理は合同庁舎全体の設備管理の一環として当該事業者が行っており、合同庁舎全体の光熱水量（電気・ガス・水道）についても当該事業者が管理している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本業務を当該受託者に委託することにより効率的かつ円滑な事務の執行が可能となる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア</p> <p>住 所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,739,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課 庁舎管理係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	区民歯科健診結果のデータ分析業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <b>委託</b> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民歯科健診結果のデータ分析を行う。
選定理由	<p>下記事業者は、「千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定（平成 15 年 1 月 31 日付締結）」の相手方である。また、令和 4 年度、新たに区民歯科健診の実施方法及び実施内容について検討する場として、区は「千代田区区民健診のあり方検討会（以下「あり方検討会」という。）」を発足し、令和 5 年 3 月 23 日に第 1 回会議を開催した。</p> <p>その中で、歯科健診データの分析により得られた傾向から区民の口腔機能向上を図る施策等を検討するために、区内歯科大学において健診結果の分析を委託することが決定した。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 学校法人東京歯科大学</p> <p>住所 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 3 日
※ 契約金額	1,000,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 9 月 29 日まで
担当課	保健福祉部健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。